級地	区分	細区分	細々区分	場合	割合
			主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千九十
				当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千九十三
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千九十七
			主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		千分の千九十二
		指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	障害児相談支援				千分の千九十
四級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		千分の千七十四
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千九十一
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千七十二
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千九十一
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）				千分の千
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千七十二
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千九十一
	保育所等訪問支援				千分の千七十四
	障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六十七
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七十四
			主として自閉症児を入所させる場合		千分の千七十三
			主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六十六
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七十四
			主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七十二
				当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七十四
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七十七
			主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		千分の千七十三
		指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	障害児相談支援				千分の千七十二
五級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		千分の千六十二
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千七十六
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千六十
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千七十六